

下戸塚町会会館使用規則

(施設の使用)

第1条 この会館は、町会役員会及び町会員の福祉増進を目的とする会合に与するものとする。ただし町会長は会館の業務に支障のない範囲内において、会館を一般の集会等に使用させることができる。

2. 会館用備品は原則として貸出ししない。

第2条 会館を使用しようとする者は、前日までに町会長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可の制限)

第3条 町会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の仕様を許可しない。

(1) 施設等をき損する恐れがあるとき。

(2) その他管理上支障があるとき。

2. 町会長は第2条の許可をする場合において、会館の管理上必要な条件を附することができる。

(使用権の譲渡の禁止及び許可の取消等)

第4条 第2条の規定により会館の使用許可を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

使用許可後その目的を変更し、又転貸しその使用方法が不相当と認めるときは許可を取り消しするものとする。

2. 使用者が前項の処分によって、損害を受けることがあっても、町会はその責を負わない。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、施設の使用を終ったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消を受けたときも同様とする。

2. 使用者が前項の義務を履行しないときは、町会長においてこれを執行し、これに要した経費は使用者の負担とする。

(弁償)

第6条 使用者は、故意又は過失により施設及び備品等を破損若しくは滅失したときは、原状に復し、又は町会長の裁定する額を弁償しなければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用量を納付しなければ

ばならない。

(使用料の減免)

第8条 町会長は、公用又は特別の利用があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付等)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、町会長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町会長が町会会館運営委員会の意見をきいて定める。

2. 町会会館運営委員は町会長が委嘱し、任期は2ヶ年とする。

附則 この規則は昭和63年4月1日から適用する。